

協会だより

No. 118

平成30年2月1日

東京都風俗環境浄化協会

管理者講習会(3月～6月)

残寒の候、都内にある湯島天神の梅も咲きほころび、間もなく“桜の便り”が届く季節となりました。さて、本年3月から6月までの間に風俗営業所管理者講習会は、次の通りに実施されます。この講習は法律に定められたもので、営業所の管理者として選任された日からおおむね3年に1回受講することが義務づけられております。営業者の皆様は、東京都公安委員会から「管理者講習通知」を受けたときには、必ず管理者を受講させなくてはなりません。しかし、病気その他やむを得ない理由により管理者を受講させることができない場合は、当該講習実施予定日の10日前までに、同公安委員会に受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければなりません。

詳しくは最寄りの警察署生活安全課の担当者までお問い合わせ下さい。なお、正当な理由がなく受講させなかった場合には、行政処分の対象ともなります。

月	日・曜日	業種	会場	警察署
3月	8日(木)	接待飲食等営業	としま産業振興プラザ 6階 (愛称IKE・Biz)	富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、日白、大塚、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所
	13日(火)	接待飲食等営業	サンパール荒川	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、竹の塚、綾瀬、深川、城東、向島、亀有、葛飾警察署管内の営業所
	19日(月)	特遊飲営業	日本橋社会教育会館 8階	築地、麻布、渋谷、新宿、池袋、本富士、上野、小岩、本所、府中、町田警察署管内の営業所
	22日(木)	ぱちんこ営業	としま産業振興プラザ 6階 (愛称IKE・Biz)	牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪、富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、日白、上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、昭島、立川、東大和、東村山、府中、小金井、田無、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所
	29日(木)	接待飲食等営業	たましんRISURU ホール	昭島、立川、東大和、東村山、府中、小金井、田無、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所
4月	10日(火)	接待飲食等・遊技場営業	大島警察署対策室	大島警察署管内の営業所
	11日(水)	接待飲食等・遊技場営業	八丈島警察署講堂	八丈島警察署管内の営業所
	17日(火)	接待飲食等・遊技場営業	新島警察署対策室	新島警察署管内の営業所
	18日(水)	接待飲食等・遊技場営業	三宅島警察署講堂	三宅島警察署管内の営業所
	26日(木)	接待飲食等営業	日本橋社会教育会館 8階	築地警察署管内の営業所
5月	10日(木)	接待飲食等営業	日本橋社会教育会館 8階	築地警察署管内の営業所
	18日(金)	接待飲食等営業	日本橋社会教育会館 8階	麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、月島、愛宕、三田、高輪、東京湾岸、品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港警察署管内の営業所
	31日(木)	接待飲食等営業	麻布区民センター	麻布、赤坂警察署管内の営業所
6月	7日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	麻布区民センター	麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、築地、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、東京湾岸警察署管内の営業所
	14日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	大田区民ホール・ アプリコ	品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港警察署管内の営業所
	22日(金)	接待飲食等営業	新宿文化センター3階	新宿警察署管内の営業所
	29日(金)	接待飲食等営業	新宿文化センター3階	世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木、牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪警察署管内の営業所

繁華街における「悪質風俗営業店」の摘発！

行政書士を逮捕

平成二十九年十月、行政書士が、他人名義で許可を申請し取得したとして、無許可風俗営業違反の幫助で逮捕されました。発覚の端緒は、平成二十九年五月、歌舞伎町所在の飲食店経営者が、公安委員会の許可を受けないで、飲食客に対し酒類を提供するなどの接待をさせていたとして、無許可風俗営業違反で逮捕された際、この行政書士が、平成二十六年十二月に他人名義で公安委員会に風俗営業の許可を申請し、取得するなどして、無許可風俗営業を容易にし、幫助したことが明らかとなりました。

常習客引き違反で六名を逮捕

平成二十九年八月から九月までの一ヶ月間に、違法な客引き行為を常習的に行っていた被疑者等六名が逮捕されました。上野二丁目及び湯島三丁目を通行中の者に対し、遊興飲食客となるようにつきまとって誘い、もって公共の場所において執拗に客引きをしていた被疑者らを風適法違反及び迷惑防止条例（常習）違反等で逮捕したものです。

立入り拒否違反で八名を逮捕

平成二十九年七月、時間外営業中の店舗に対する、警察官の行政立入りを拒んだとして八名が逮捕されました。被疑者らは、店舗の出入り口ドアに施錠をするなどして、警察官の店舗立入りを拒み不能ならしめたとして、立入り拒否違反で現行犯逮捕されたものです。

「風俗営業まめ知識」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等

に関する法律には

第三十七条（報告及び立入）
第一項に、公安委員会はこの法律の施行に必要な限度において、風俗営業業者、性風俗関連営業を営む者、酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業を営む者又は、接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第二項に、警察職員はこの法律の施行に必要な限度において次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

① 風俗営業の営業所
② 店舗型性風俗特殊営業の営業所
③ 無店舗型性風俗特殊営業の事務所、受付所又は待機所
④ 店舗型電話異性紹介営業の営業所
⑤ 特定遊興飲食店営業の営業所
⑥ 夜間における酒類提供飲食店営業の営業所
⑦ 設備を設けて客に飲食させる営業の営業所

第三項に、警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に示さなければならない。
第四項に、第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 風俗営業所等立入規定には
① 立入りの区分及び事由として第五条に、風俗営業所に対する立入りは、次により行うものとする。
・ 通常立入り
所屬長は、次に掲げる事由がある場合に、立入りを実施させるものとする。
ア 風俗関係法令違反により指導、警告を受けたものについて、その後の状況を査察する必要があるとき。

イ 新たに営業を開始した風俗営業所等について、実態把握上必要と認められるとき。

ウ 法第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出が東京都公安委員会の指定する期限内に提出されないとき、又はこれらが提出された場合であっても、内容が不明確であるとき。

エ 法第二十四条第一項に規定する管理者が、同条第七項に規定する講習会に出席しないとき。

オ 検挙又は行政処分（指示処分を含む。）を行ったとき。

カ 営業に関する苦情又は違反を行つていふ旨の風評等があるとき。

キ その他違反防止上必要と認められるとき。

特別立入り

風俗環境の著しい変化等により、風俗営業等の営業状況を広範囲にわたつて査察する特別の必要性が認められる場合に生活安全部長又は警察署長が、地域及び業種を指定して実施する。
② 立入実施上の留意事項では
第八条に、立入実施者は立入りを行うに当たつては、次の事項に留意するものとする。

ア 営業者又は従業者その他関係者に対して身分証明書を提示し、職員であることを告げて身分を明らかにすること。

イ 営業者の正当な業務を妨害しないこと。

ウ 立入りの範囲は、風俗営業所等に限定するものとし、これに属さない居室その他の場所に立ち入らないこと。

エ 立入りは、原則として、営業時間中に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、営業時間外においても行うことができる。

オ 職員として品位を保持するとともに、不用意な言動等により誤解を招かないように注意すること。

カ 立入りは、犯罪捜査のために認めら

れたものではないので、立入目的以外の事項に及ばないようにすること。
キ 立入りを拒否された場合は、その理由を明らかにして、説得に努める等、慎重を期して無用の紛議を起ささないこと。
となつていきます。

お知らせ

○ 各種申請書、届出書の用紙の入手方法について
公安委員会に提出する風俗営業関係の各種申請書、届出書等の用紙については、インターネットの警視庁ホームページの「各種手続」
・ 営業所を管轄する警察署（保安係）のいずれかで、入手できますのでご利用下さい。
◆ 当協会発行の書籍について
「風俗営業所等管理者の手びき」を販売しておりますのでご利用下さい。
一冊 八〇〇円

風俗環境に関するご意見・苦情等について
風俗環境に関するご意見や苦情等のあるときは、遠慮なく電話又はお手紙でご連絡下さい。

発行所
平成三十年二月一日
東京都文京区春日一五二二
警視庁富坂庁舎内
公益財団法人東京防犯協会連合会分室
東京都風俗環境浄化協会
電話 〇三二五八九一（三七〇）